

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から51年12月まで
② 昭和52年4月から同年9月まで

昭和46年2月ごろにA市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、その後、49年ごろにB市へ引っ越したが、国民年金の加入手続を行ってからは国民年金保険料を欠かさず納付してきたはずなので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、6か月間と短期間であるほか、申立期間の前後の期間は納付済期間となっている。

また、申立人は、納付書により申立期間②の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、B市の国民年金被保険者名簿には、申立人が昭和52年7月1日にC市に職権転出した旨の記載があり、B市では、申立人の転出時期からすると、申立人に申立期間②に係る納付書が送付されたと思われるとしている上、申立人は、C市に新築中の自宅が完成する同年10月までB市の旧住所に住んでいたとしていることから、申立人は申立期間②に係る納付書により保険料を納付することが可能であったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したとするD信用金庫E支店は、当時からも存在し、保険料を納付することが可能であったことが確認できるなど、申立人の主張に不自然さはみられない。

一方、申立期間①のうち、昭和45年11月から49年3月までの期間については、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は51年12月ごろに払い出されたことが確認でき、この時点では、時効によ

り当該期間の国民年金保険料を納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和46年2月ごろ、A市役所支所で国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、同市では、申立人の主張する場所に連絡所があったものの、同連絡所では国民年金事務を行っていなかったと回答している。

さらに、A市は、昭和47年4月まで印紙検認方式により国民年金保険料を収納していたと回答しているが、申立人は、年金手帳に印紙を貼付された記憶は無いとしている。

申立期間①のうち、昭和49年4月から51年12月までの期間については、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は同年12月ごろに払い出されたことが確認でき、この時点では、当該期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、B市に引っ越してから当該期間の国民年金保険料を納付したと思うと主張しているが、引っ越し時期や保険料の納付金額等について明確には覚えていない上、申立人は、申立期間①の一部の期間に係る国民年金保険料収入報告書を所持しているが、これは保険料を納付した場合に同市が保存するものであることから、当該期間については、保険料が納付されていないことが推認できる。

その上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和29年7月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月30日から同年10月1日まで

昭和26年4月にA社に入社し、29年7月ごろに同社D工場から同社E工場に異動した。

申立期間についてもA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人から提出されたA社E工場の慰安旅行の写真から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（同社D工場から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和29年7月ごろにA社E工場への異動を命じられたとしていること、及び申立人から提出された同社E工場の慰安旅行の写真は、夏季に撮影されていることが確認できることから、同年7月30日とすることが妥当である。

また、A社では、同社E工場に勤務する従業員については、同社C工場において厚生年金保険に加入させる取扱いとしていた状況がうかがえることから、申立人の同社C工場における資格取得日に係る記録を昭和29年7月30日に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和 29 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B区）における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年8月1日まで
昭和35年2月にA社（現在は、C社）に入社し、38年4月1日に同社D工場から同社本社に異動した。

申立期間についてもA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の従業員資格名簿、E健康保険組合の記録、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年4月1日に同社D工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社は、本社移転（B区からF区に移転）に伴い、昭和38年8月1日付けで、B区の旧本社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなるとともに、同日付けで、F区の新本社が新たに適用事業所となり、当時の社員についても、同年8月1日に被保険者資格に係る得喪手続が行われていることが確認できることから、申立人についても、同社旧本社における資格取得日に係る記録を同年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、E健康保険組合の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

富山国民年金 事案 171

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 12 月までの期間、60 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 59 年 12 月まで
② 昭和 60 年 2 月及び同年 3 月

申立期間当時は大学の研究生であり、収入も無かったので、社会保険事務所（当時）に勤務していた妹の助言により、国民年金保険料の免除を申請した記憶がある。

国（厚生労働省）の記録では、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで全額免除となっているが、年金手帳には、国民年金の被保険者資格取得日が 57 年 4 月 1 日と書かれており、このころに免除申請を行ったと思うので、申立期間の国民年金保険料についても免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金手帳に国民年金の被保険者資格取得日が昭和 57 年 4 月 1 日と書かれているので、このころに国民年金に加入し、国民年金保険料の免除申請を行ったと思うと主張しているが、加入手続及び免除申請を行った時期等について明確な記憶は無いほか、この日付は被保険者資格を取得した日が記載されたものであることから、申立人が同日から国民年金に加入し、免除申請を行ったことを示すものではない。

また、申立人に免除申請の助言をしたとする申立人の妹に照会しても、免除申請について助言をした覚えはあるが、助言した時期については覚えていないとしている。

さらに、A 区が保管する新規適用者番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 2 月ごろに払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間について、さかのぼって国民年金保険料の免除を受けることはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと

をうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。